



# 千葉労働動

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)  
電話(鉄電) 千葉 2935・2936 番  
(公) 043(222) 7207 番

96.5.27 No. 4402

## 幕張有機溶剤問題 - 責任逃れに終始

# 「法的にはグレーゾーン」!?

五月二八日、幕張電車区での有機溶剤作業問題について、団体交渉が行なわれた。しかし回答は、責任のがれだけに終始するものであった。

### 責任逃れに終始

**組** 回答を聞いてみると、三カ月もの間、違法な業務を行なわせたことについて、違法な業務だったという認識があるのか、また、生命や健康に係わる危険な作業をやらせたことについて、本当に反省があるのか、違法でも危険でもなかったと考えているのか、このような、議論の出発点となるべきところでどう考えているのか、法律上という点では、臨時的な作業であり、グレーゾーンに該当すると考えている。しかし、全体的な作業環境等については、より良くしていきたいと考え検討している。

**組** 「グレーゾーン」という言い方をしたが、それは生命や健康に係わる危険な作業を行なわせたとは考えていないということか。前回交渉のときにも、有機溶剤を扱うときに定められた必要な措置等について具体的に指摘しながら質問したが、ほとんど回答できなかった。例えば、教育ひとつ行なわずに作業をさせたことそれ自身が違法行為ではないか。回答書には、メーカーからアドバイスを受けたなど

と書いてあるが、安全上の教育は全くされていない。

### 保護具を渡したことが安全教育

**当** ペイントメーカーの指示を受けながら必要な措置はとってきたと思う。安全教育については、防護マスク、ゴム手袋などを着用するということをベースにやってきました。

**組** 何のために防護マスクをするのか知らせることもなく、ただ渡せばそれで安全教育は終わったなどという言い方が通用すると思っているのか。

有機溶剤作業のような法的な規制のある危険作業のみならず、安全教育の実施は、法律で企業の責任として実施しなければならぬことも知らないのか。

**当** それは、……。

### 交接班は、法に定めがない?

**組** しかも交接班については、1mも離れていない場所で防護マスクもしないで作業をやらせていたではないか。

**当** その辺については、とくに法律的に定めのない部分なの

で、……。

**組** 法に定めのない部分などと言うが、冗談ではない。有機溶剤を扱うときに、その場に別の作業をする者が居ていいなどということ前提にしているからこそ、法律の条文にはないだけのことではないか。責任のがればかり考える態度はやめてほしい。

**組** そればかりではない。定められた掲示の掲出の問題、有機溶剤の保管の問題等、法に抵触することが多数あったことは事実だ。「グレーゾーン」などという言い方であいま

1 上記有機溶剤業務について、申25号交渉では、このような無謀な危険業務が、発案・検討の開始から実施以降3ヵ月近く経過するまで、どの段階でも作業安全上のチェックを受けることも作業安全上の初歩的な検討も行なわれることなくまかり通り続けたことについて、根本的な原因が何処にあったのかを組合側から質したところ、貴側は、経過についての把握もしておらず、最も肝心な点は何ひとつ明らかにされなかった。

従って、発案・検討の開始から作業中断に至る全経過について、次の諸点を詳細に明らかにされたい。

- (1) 計画の作成、実施にあたって、直接の責任者は誰だったのか。
- (2) 計画の作成、実施に至る過程のなかで、どのようなレベルでどのような検討が行なわれたのか、その具体的な経過と内容。また、有機溶剤業務であることを支社として認識をしたのはいつだったのか。
- (3) 申25号交渉のなかでは、貴側の交渉委員は、「私は直接この業務の計画に携わっていなかった(有機溶剤業務であることを)、支社としていつ認識していたかは把握していないが、私個人が知ったのは、3月26日、団交で指摘され、調べて判った」との回答であったが、それ以降も従前どおり(現場では、むしろ以前よりも一層強引に)強行しつづけたことについて、3月26日の組合側からの指摘に対して、どのような検討が行なわれ、どのような認識にたったのか。

社員自ら職場をきれいにする「5S」の取り組みは支社の方針であり、今回の塗装作業についても、支社が発案し支社と現場相互で調整を図りつつ、計画したものである。なお、当該作業の実施における直接の責任者は現場長である。

作業開始にあたっては、一般にこのような塗装作業を行う諸注意及び諸準備について、塗料メーカーからアドバイスを受け、これに従って社員に防護マスクの着用等を実施してきたところである。

その後、支社として、当該作業に有機溶剤を用いている事実を認識したのは4月上旬であったが、この際、慎重を期して再度メーカーに対し、作業方法等について照会を行い、臨時的な作業であることから、現行の作業方法で問題ないとの見解のもとに作業を継続してきた。

しかしながら、貴側からの申し入れを受け塗料及び溶剤の成分について、より詳細な検討を加え、団交を重視する観点から、直ちに作業を中断し、現在、より健康的な作業方法を検討しているところである。

いにするのは許されない。  
当 揭示については、必要なこ

とは団交で指摘されなかった  
。保管については五月三日に  
保管した。これまでもシンナ  
ーについては保管してあった  
が、一部忘れていたというこ  
とを区長から聞いています。

組 一部忘れていただけだなど  
というのは全くウソだ。私自  
身が指示されて(交換庫の通  
路に)運んだのだから一番よ  
く知っている。  
当 ……………

## 有機溶剤と判つてからも一切知らせず作業続行

組 今日(2)の回答を見ると、有機溶剤を用いているという事実を認識したのは、三月二六日に組合から指摘され、調べた結果、四月上旬だったということだが、それが事実とすれば、その後の対応は、まさに不誠実であり、責任は重大だと言う他ない。有機溶剤だと認識して、なおかつ、現場で

塗装作業に従事している者にも、組合にも一言の説明もなく、そのまま作業を続行させたのはどういうことか。  
当 組合に回答しなかったことは申し訳なかった。ただ、メーカーとしては、臨時的作業なので、保護具など、これこれの準備をすればいいとの判断だったので、そのまま作業を続行した。

組 今日(2)の回答を見ると、有機溶剤を用いているという事実を認識したのは、三月二六日に組合から指摘され、調べた結果、四月上旬だったということだが、それが事実とすれば、その後の対応は、まさに不誠実であり、責任は重大だと言う他ない。有機溶剤だと認識して、なおかつ、現場で

## 区長の勉強不足ではすまない!

組 回答はすべて責任のがれで

はないか。現場を三カ月も危険なめにあわせたという責任が全く感じられない。しかも現場の管理者は、一月一六日にメーカーと打ち合せをし、防護マスクなどを渡しているのだから、当初から、有機溶剤を使った作業だという認識がなかったはずはないではないか。  
当 その辺は区長の勉強不足だった。

組 われわれが、事の経緯などについてこだわっているのは、今後このようなことが二度と起きてはいけなさと考える

(4) 作業開始以降、現場では、「気持ちが悪い」「喉が痛い」「腕が痺れる」等の訴えがずっとなされていたことについて、貴側は、これをどう受けとめ、どのような検討が行なわれていたのか。

塗装作業に従事している社員から体調について申告があったため、健康診断を計画し、5月13、14、16日の各日に実施したところである。

(5) 5月2日に行なわれた申25号交渉の段階に至っても、有機溶剤業務の実施について、法的に必要な措置等について、質問をすると回答できない部分が多くあり、かつ現場では、団交で指摘したように、開き直って、あくまでも業務を強行しようという状況であったが、申25号申し入れ以降行なわれた検討内容について。

作業における諸注意(防護マスク、作業主任者の配置、換気方法の改善)の他、塗料等の保管方法についても、必要な改善を図ったところである。

2 3ヵ月近くにわたって、当該業務に携わり、また交換庫内で同時平行作業を行っていた労働者を危険な状況におきつけたことについて、責任の所在を明らかにし、謝罪すること。

3 塗装班のみならず、塗装作業中に交換庫内で同時平行作業に携わった交換班の全員について、身体検査を実施すること。

交換作業と塗装を平行に行ったのは一部の期間であり、その際も全体の換気に注意しつつ実施してきたところである。

4月18日の下塗り作業時に、交換班の一部社員が「気持ちが悪い」と話していたことを、後日交換班の主任から管理者が伝え聞いたので、交番検査に従事していた社員を対象に健康診断を計画したが、実際に受診を申し出た社員はいなかった。

なお、今後も塗装作業を実施するにあたっては、該当作業の従事者以外の社員についても、より健康的な作業ができるよう作業方法及び体制を検討しているところである。

4 幕張電車区の全社員に対し、危険な有機溶剤業務を実施させたことについて、経過および貴側の認識等を説明する場を設けること。

5 作業を再開する場合は、交換作業と競合することなく、専門の知識をもった業者により実施すること。

今後、塗装作業を行うにあたっては、より健康的な作業方法及び体制について、従事者に説明してから実施するものとする。

当 ……………。ちよつと休憩をとらせてほしい。(約三〇分の中断)

【次号に続く】なお、団交中断前に健康診断の問題なども議論になりましたが、次号でまとめて報告する予定です。

